

外国人の国民健康保険の加入または脱退について

3カ月を超える在留期間が決定され、坂井市に住民登録をしている人は、下記の加入できない人を除き国民健康保険に加入しなければなりません。(国民健康保険法第5条)

◆国民健康保険に加入できない人

在留資格が外交、公用の人

「特定活動」の在留資格のうち医療目的で滞在する人

法律に基づく公的な健康保険に加入している人

生活保護を受けている人

日本と医療保険を含む社会保障協定を結んでいる国の人で本国政府からの社会保障加入証明書がある人

●加入手続

国民健康保険の加入は、上記を除き、以下のような場合14日以内に手続きをしてください。手続きが遅れた場合は転入日、社会保険の資格喪失日等まで遡って加入することになります。

入国し、坂井市に住民登録をしたとき

他の市町村から転入したとき

職場の健康保険などの社会保険をやめたとき

生活保護を受けなくなったとき

●脱退手続

国民健康保険の喪失は、以下のような場合14日以内に手続きをしてください。

国民健康保険に加入の後、職場の健康保険に加入したとき

他の市町村へ転出したとき

生活保護を受けるようになったとき